（マーガリン類品質表示基準の一部改正）

第二十九条　マーガリン類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（調理冷凍食品品質表示基準の一部改正）

第三十一条　調理冷凍食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号オ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（チルドハンバーグステーキ品質表示基準の一部改正）

第三十二条　チルドハンバーグステーキ品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（チルドミートボール品質表示基準の一部改正）

第三十三条　チルドミートボール品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ウ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（チルドぎょうざ類品質表示基準の一部改正）

第三十四条　チルドぎょうざ類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号エ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「同府令第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（レトルトパウチ食品品質表示基準の一部改正）

第三十五条　レトルトパウチ食品品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号エ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準の一部改正）

第三十六条　調理食品缶詰及び調理食品瓶詰品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号アの(イ)中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改め、同号イの(イ)中「規則第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「府令第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（炭酸飲料品質表示基準の一部改正）

第三十七条　炭酸飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に改める。

（果実飲料品質表示基準の一部改正）

第三十八条　果実飲料品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（豆乳類品質表示基準の一部改正）

第三十九条　豆乳類品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千六百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（農産物漬物品質表示基準の一部改正）

第四十条　農産物漬物品質表示基準（平成十二年農林水産省告示第千七百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イ中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第１項第１号ホ及び第２号、第11項並びに第12項」を「食品衛生法第19条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第１条第２項第５号及び第３項、第11条並びに第12条」に、「同条第１項第１号ホ括弧書」を「同府令第１条第２項第５号括弧書」に改める。

（栄養機能食品の表示に関する基準の一部改正）

第四十一条　栄養機能食品の表示に関する基準（平成十三年厚生労働省告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第二十一条第一項第一号シ」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号。以下「府令」という。）第一条第四十二項」に改める。

第三条中「規則第二十一条第一項第一号シ」を「府令第一条第四十二項」に改める。

第三条中「規則第二十一条第一項第一号シ」を「府令第一条第四十二項」に改める。